

被災者支援総合交付金に代わる財政支援に関する 要望

要望の要旨

「第2期復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、令和3年度以降においても各種事業に対し財政支援を継続していただいておりますが、コミュニティ形成や心のケアに関する被災地特有の課題解決には一定の期間を要することから、「第2期復興・創生期間」後となる令和8年度以降も被災者支援総合交付金に代わる制度を創設するなど、継続した財政支援を要望します。

要望の理由

東日本大震災から14年が経過しましたが、これまでの間、本市では、被災した市民に対する支援として、多岐にわたるコミュニティ形成や心のケアに関するソフト事業を実施してまいりました。

被災により生活環境が大きく変化した市民に対するコミ

ユニティ形成や心のケアは、長期的に実施していく必要があるものの、市単独予算で継続していくことが困難であることから、要望するものです。